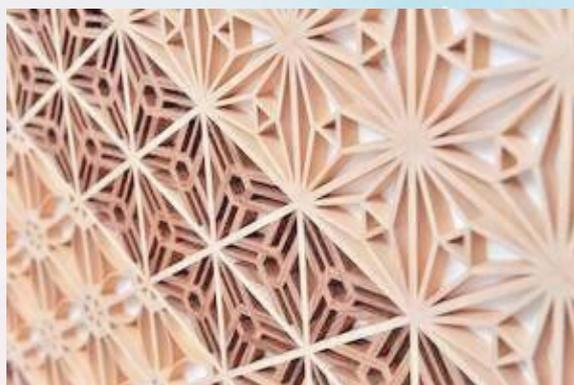


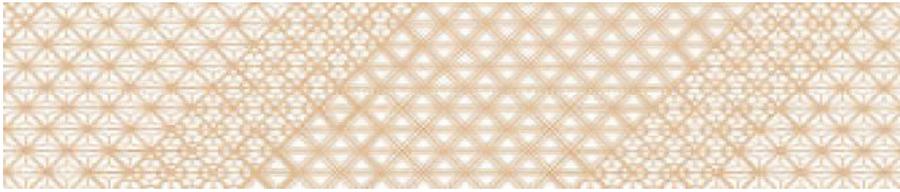


鹿沼市森林・木材活用プラン

～市産材活用に向けた川上から川下の有機的連携～



令和6年10月
鹿沼市



はじめに

鹿沼市長 松井 正一



鹿沼市は豊かな森林資源があり、それを背景に林業や木材産業等の木の産業が発展するとともに、彫刻屋台に代表される多彩な木の文化を持つ「木のまち」であります。

しかし、木の産業をとりまく環境は依然として厳しい状況が続いております。近年増加している豪雨による災害への対策や森林経営の後継者不足、林業・木材産業関連事業者の減少等、様々な課題に対応していかなくてはなりません。

そのような中で、国や県ではウッドチェンジを推進すべく、木材利用に関する法改正や新たな方針の策定等を進めてきました。近年では、森林の環境的な側面に注目が集まり、災害防止やCO2吸収の機能が、企業のCSRやカーボンオフセットの活動の一助となっています。林務行政は、まさに過去にないほどの変換時期を迎えているとあってよいでしょう。

林業・木材産業は本市の主要産業であり、これまでも森林認証の取得や東京オリンピックへの木材の提供等、他の自治体に先駆けた数々の施策に取り組んできました。今後は、首都圏への木材供給を更に拡大させ、「木のまち鹿沼」「鹿沼材」の名前が全国に轟くよう、PRの強化を図ってまいります。

「木のまち鹿沼」の更なる発展のため策定されたこのプランも、更新の時期を迎え、将来の鹿沼市の発展のため様々な世の変化に対応できるよう、この度新たなものに生まれ変わりました。ご協力いただいた委員の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に深く感謝を申し上げます。

今後このプランに掲げた施策を、林業・木材産業関連事業者の方々をはじめ市民一人ひとりのご協力のもと、国や県の支援を賜りながら着実に推進したいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年10月

目次

1 プランの基本的な考え方

- (1) プランの趣旨 1
- (2) プランの位置づけ 2
- (3) プランの期間 2
- (4) プランのテーマと施策 2
- (5) 施策の体系 3

2 施策の内容

- 施策1 林業の振興 4
 - (1) 森林経営計画の策定推進 5
 - (2) 林業の担い手の育成・確保 6
 - (3) 安全安心な原木の安定供給 8
 - (4) 林道等の整備 9
- 施策2 森林の保全・活用 10
 - (1) 山地災害対策 11
 - (2) 多様な森づくり 12
 - (3) 交流・体験の場としての活用 13
 - (4) 荒廃森林の整備 15
 - (5) 新たな価値の創造 16
- 施策3 鹿沼産材の利用拡大 17
 - (1) 加工・流通体制の充実 18
 - (2) 建築物の木造・木質化 19
 - (3) 木工業の振興 22
 - (4) 首都圏等への販路拡大 24
 - (5) 鹿沼産森林認証材の利用推進 25
 - (6) 木質バイオマスの利用推進 26
 - (7) 市民意識の醸成・木育の推進 27
- プラス!「スマート林業」の推進 29

3 プランの実現に向けて

- 協働による施策の推進 30
- 国・県との連携 30
- 進行管理 30

Ⅰ プランの基本的な考え方

(1) プランの趣旨

鹿沼市は、総面積 49,064ha のうち林野面積は 33,656ha を占め、林野率は約 69%となっている。私有林面積は 31,984ha、人工林率は 76%と高く、県内屈指の林業地帯となっている。本格的な利用期を迎えているスギ・ヒノキの優良な森林は本市の貴重な資源であり、この森林資源を背景に、木工業は本市の重要な地場産業となっている。

しかし、長引く木材価格の低迷で森林所有者の林業への関心は低下している。さらに、高齢化や不在村森林所有者の増加等、森林の適正な管理に支障をきたすことも危惧されている。

そこで国では、平成30年に森林経営管理法を制定し、管理がなされていない全国の森林について、自治体による管理や間伐施業等を進めることとした。更には森林法やクリーンウッド法、間伐等特措法の改正等により、国土の多くで本格的な利用期を迎えた森林の適切な整備を推進している。

木材利用の観点からは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）」を制定し、公共施設に加えて、民間の施設の木造化が強化されることとなった。

栃木県では、森林・林業・木材産業の課題に対応し、充実した森林資源の循環利用を推進するため、平成22年度に「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」を策定し、その後、平成28年度から「とちぎ森林創生ビジョン」に引き継がれ、施策を展開している。更には、栃木県県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）も平成29年10月に制定され、積極的な県産材の利用を進めることを決定した。併せて令和5年には、とちぎ木材利用促進方針の改正が行われている。

これら国・県の動向を踏まえ、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を基本とし、水源涵養や地球温暖化防止、山地災害の防止、環境教育の場等の森林の多面的機能の持続させていくとともに、「木のまち鹿沼」の更なる振興を図るための指針として、「鹿沼市森林・木材活用プラン」を運用していく。

(2) プランの位置づけ

本プランは「第8次鹿沼市総合計画」の基本目標の1つである「にぎやか～地域の活力あふれ、にぎわいのあるまちづくり～」の項目「持続可能な森林経営と木材の循環利用」を具現化するための部門計画として位置付ける。

また、国の「森林・林業基本計画」や県の「とちぎ森林創生ビジョン」等の計画を踏まえるとともに、「鹿沼市森林整備計画」と連携して推進する。

(3) プランの期間

このプランは、概ね10年後を展望しながら、令和6年度から11年度までの5か年を計画期間とする。

(4) プランのテーマと施策

<テーマ>

市産材活用に向けた川上から川下の有機的連携

<施策>

- 施策1 林業の振興
- 施策2 森林の保全・活用
- 施策3 鹿沼産材の利用拡大
- プラス1 「スマート林業」の推進

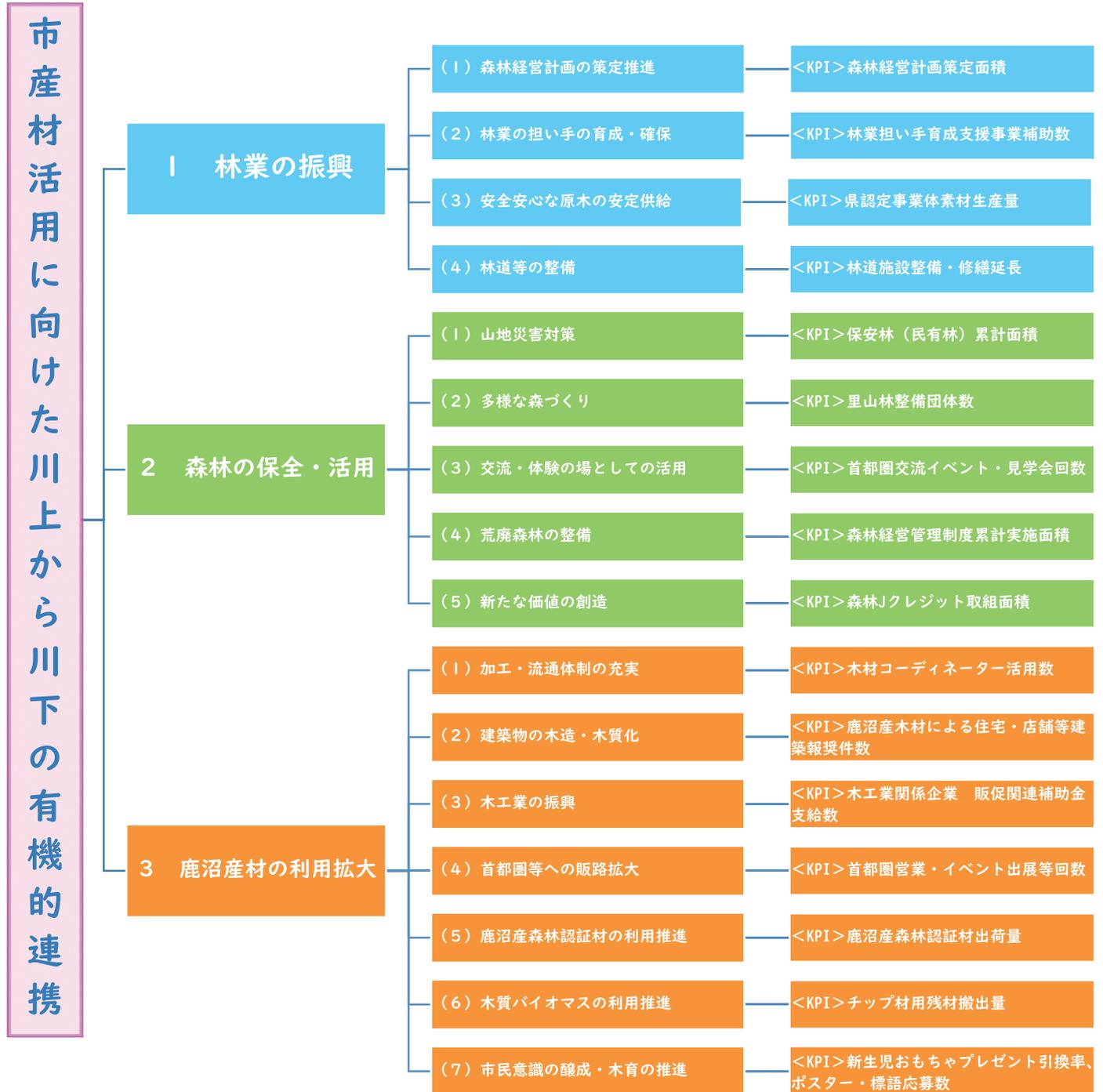
(5) 施策の体系

<理念>

<施策>

<取組方針>

<KPI (指標)>



プラス！ 「スマート林業」の推進

2 施策と取組方針

■施策1 林業の振興

本市は古くから、スギ・ヒノキを主体とした人工林の施業が盛んに行われ、その豊富な森林資源を背景に良質な木材を生産してきた。人工林の資源は充実し、今まさに本格的な利用期を迎えている。しかし、長期化する木材価格の低迷による採算性の低下や深刻化する獣害等により、森林所有者の林業生産活動への意欲が低下し、手入れされずに放置され過密化した森林が増加している。

このような中、木の産業の川上の活性化、つまり、豊富な森林資源を活用した林業の持続的かつ安定的な発展を図るため、森林経営計画の策定推進、林業の担い手の育成・確保、安全安心な原木の安定供給、林道等の整備等、本市の森林の再生と資源の循環、林業の振興を目的とした取組みを推進する。



上粕尾の森林

(1) 森林経営計画の策定推進

現状と課題

<現状>

- 戦後植えられたスギ・ヒノキが本格的な利用期を迎えている。
- 木材価格の低迷等により、森林所有者の林業への関心は低下している。また、高齢化や不在村森林所有者の増加により、手入れの行き届かない荒廃した人工林、境界の不明な山林が増えている。

<課題>

- 地球温暖化防止、水源涵養、自然環境の保全、土砂災害の防止のほか、木材生産等森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するため、間伐をはじめとする森林整備が必要。
- 森林施業の集約化を図るとともに、施業のための作業道等のインフラ整備が必要。
- 植栽した苗木等の野生鳥獣被害への対策が必要。

今後の取組み

- ①鹿沼市森林整備計画を踏まえた森林経営計画の策定の推進
 - ・県の森林整備地域活動支援交付金の活用による計画策定の支援
 - ・森林総合監理士及び森林施業プランナーとの連携
 - ・森林経営計画の策定による施業集約化の推進
- ②国有林と連携した施業の推進
 - ・国有林と民有林が連携して森林整備を推進し、効率的・効果的な施業を実施
 - ・森林管理署との情報共有、支援体制の構築
- ③県、森林組合、林業振興会等と連携した森林経営計画の普及啓発
 - ・関係団体と連携した研修会の実施や啓発パンフレットの配布
- ④森林経営管理制度の推進
 - ・手入れがなされていない森林について、所有者に対する意向調査を行い、市での管理を希望する森林については、経営適否判断を行った上で、意欲と能力のある林業経営者に斡旋し、森林経営計画に取り入れる。経営ベースにのらなかった森林については、境界確認・測量等を行った上で集積計画を作成し、市に経営管理権を設定する。年600haずつの意向調査を目途に、引き続き事業を推進していく。

KPI(指標)

森林経営計画策定面積(ha/当該年度)	
R6(実績値)	10,623
R11(目標値)	12,500

(2) 林業の担い手の育成・確保

現状と課題

<現状>

- 高齢化・採算性の低下等から、林業就業者は長期的に減少傾向にあり、山林の適正な管理に支障をきたし、山林の荒廃が進んでいる。
- 林業は他産業と比べ、投資した資本の回収が長期に及び、労働災害率が高いことや林業従事者の賃金が低いことが特有の課題となっているが、それらが就業者の減少や高い離職率の定常化等を招いている。
- 森林施業プランナーや森林作業道作設オペレーター等、集約化のために施業に必要な資格を有する人材が不足している。

<課題>

- 林業従事者及び林業後継者が不足しており、人材の育成、確保が急務である。
- 人工林の本格的利用期を迎え、伐採と再造林が必要となっている。木材価格の低下、人口減少社会、住宅工法の変化等、拡大造林期とは異なる情勢下において、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能にする「新しい林業」を推進していくためには、高性能林業機械の導入や ICT を活用したスマート林業の推進が不可欠である。

今後の取組み

- ①高性能林業機械の導入
 - ・国、県の各種補助事業の活用促進
- ②林業従事者及び林業後継者の育成、確保
 - ・効率的な林業経営及び施業技術向上を図るための研修会等の実施
 - ・森林観察等の森林学習や植林、間伐等の林業体験の実施
 - ・鹿沼市林業担い手育成支援事業補助金の活用による従事者支援
- ③新規就労者の確保
 - ・就業相談会や就業体験の開催支援
 - ・Uターン、Iターン等の新規参入促進
 - ・市内企業の新規就労者雇用に対する支援
 - ・栃木県林業大学校を活用した新規就労者の確保
- ④労働環境の改善
 - ・労働安全の確保を徹底し、災害を防ぐことにより、離職率を抑制
 - ・スマート林業導入による労働負荷の軽減・労働災害の防止
 - ・エリートツリーや早生樹等の導入による下刈作業等の省力化推進

- ⑤森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーターの確保、育成
・人材育成のための研修会への参加推進



高性能林業機械による森林施業

KPI(指標)

林業担い手育成支援事業補助数(件/年)	
R6(実績値)	15
R11(目標値)	30

(3) 安全安心な原木の安定供給

現状と課題

<現状>

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）の一部が改正され、今後合法木材の取扱いが厳格化されることとなった。

<課題>

- 原木の供給量は季節により偏りがあり、供給に応じた川中の仕入調整が必要。
- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の改正等により、中大規模の木造建築の増加が見込まれるため、安全安心な原木の大量かつ安定的な供給体制の整備が必要。

今後の取組み

①原木の安定供給体制の整備

- ・木の産業の川上から川下が連携した、安定供給体制の整備を促進していく。

②森林認証制度を中心としたトレーサビリティ制度の推進

- ・鹿沼産森林認証材の生産、加工、販売、流通等に至る履歴情報の認識が可能。制度の更なる活用と推進を図っていく。

③クリーンな木材の流通推進

- ・法改正に伴い、今後合法木材の取扱いが厳格化されることから、認証材取得を強みとして、クリーンな木材として市産材の供給を促進していく。



市内の木材共販所

KPI(指標)

県認定事業体素材生産量 (m ³ /年)	
R6(実績値)	60,021
R11(目標値)	80,000

(4) 林道等の整備

現状と課題

<現状>

- 高性能林業機械が活用できる林内路網について、急峻な地形等が要因となって整備が遅れている。搬出が高コストとなり、採算性低下の一因となっている。
- 林業の生産性の向上や山村の定住環境の改善を図るための林道として、広域的な森林地域を結ぶ基幹林道や集落間を結ぶ林道があり、災害復旧等を含めてその維持管理が大きな負担となっている。
- 森林経営管理制度の推進に伴い、これまで手入れがされていなかった地域における林道や作業道、また山に入っていくためのアクセス路の不足が露呈している。

<課題>

- 高性能林業機械を活用した搬出間伐の推進、木材生産効率の向上や森林施業集約化による低コスト林業推進のため、安全で管理しやすい林業専用道や森林作業道の整備が必要である。

今後の取組み

- ① 林道の維持管理
 - ・老朽化が進む林道構造物の維持、修繕
- ② 自然環境及び安全に配慮した路網整備
 - ・自然環境に配慮した路線配置や各種基準、指針に沿った適切な工法による路網整備の促進
- ③ 林業専用道、森林作業道、アクセス路の整備・維持管理の推進
 - ・森林経営管理制度や森林経営計画に基づく着実な施業の推進のため、森林環境譲与税等を活用したインフラの整備と適切な維持管理を推進
- ④ 災害時における速やかな復旧、適切な整備を推進



林道を利用した原木運搬

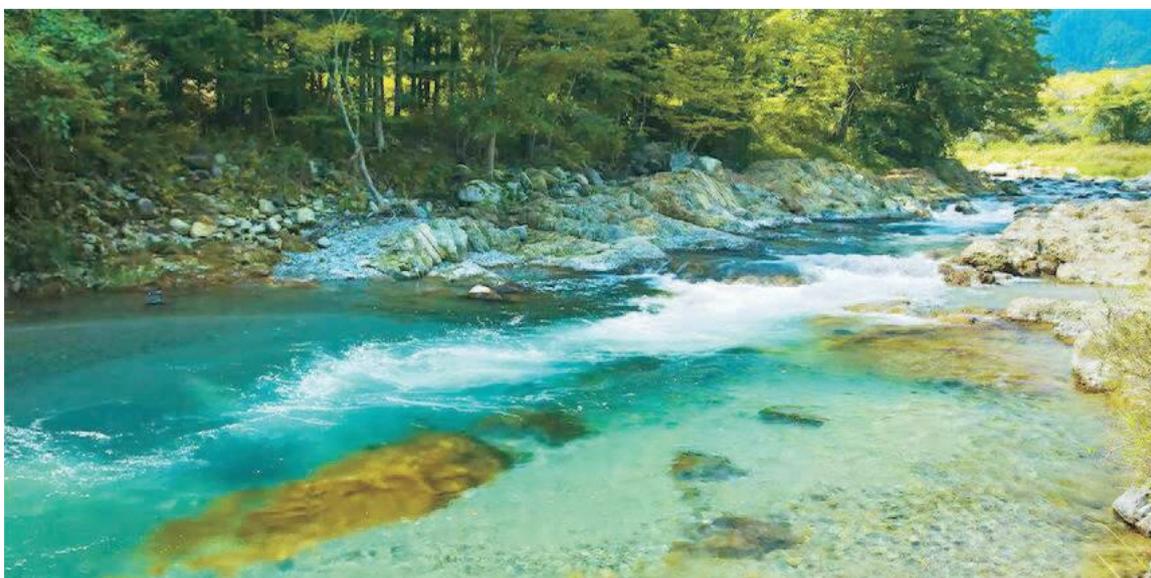
KPI(指標)

林道施設整備・修繕延長(m/年)	
R6(実績値)	1,060
R11(目標値)	2,000

■施策2 森林の保全・活用

本市は面積の約7割が森林であり、そのうち76%がスギやヒノキの人工林である。森林は木材等林産物の供給だけでなく、水源涵養、温暖化・山地災害防止、環境教育、保健増進等の機能を持っており、本市においてもそうした多面的機能が発揮できる森林づくりが求められる。

本市の豊かな森林の保全と多面的な機能を維持するため、山地災害対策、多様な森づくり、交流・体験の場としての活用、荒廃森林の整備、新たな価値の創造等に取り組んでいく。



大芦川の清流

(1) 山地災害対策

現状と課題

<現状>

- 近年、豪雨等による林地崩壊や土砂流出、河川や道路への流木、林道・作業道の崩壊等の山地災害が多発している。
- 山地の災害情報は範囲が広大なため、地区・集落ごとの詳細な内容を把握する体制が確立されていない。

<課題>

- 森林の水源涵養や土砂流出・崩壊防止等の機能を高める施策が必要である。
- 森林の荒廃が進み、公益的機能が低下している。保安林の拡大や森林経営管理制度、市民協働の森林整備が必要である。

今後の取組み

① 災害対策の推進

- ・ 山地災害を予防し、早期復旧するための治山施設の整備推進
- ・ 林道、作業道等の林内パトロールの実施
- ・ 県や森林組合、林業事業体と連携した災害に強い路網整備

② 保安林の拡大及び管理

- ・ 森林法に基づく、計画的な保安林の拡大
- ・ 保安林に関する許認可の適切な執行、作業道作設や造林等における指導

③ 森林経営計画による森林保全・保育

④ 森林経営管理制度を活用した森林整備

- ・ 森林施業を行うことの重要性の啓発を図り、地元住民の理解を得ながら着実に事業を進めていく。

⑤ 森林の持つ公益的機能の高度発揮のための間伐等の推進

⑥ 森林環境譲与税を活用した林道・作業道の維持管理

KPI(指標)

保安林(民有林)累計面積(ha)	
R6(実績値)	18,777
R11(目標値)	20,000

(2) 多様な森づくり

現状と課題

<現状>

- 人口減少や建築様式の変化にともなう木材需要の変化や、木材価格の低迷等林業をとりまく厳しい状況が依然として続き、森林の公益的機能が低下している。
- 温暖化による積雪の減少等による生息数の増加や、適正に管理された里山が消失したことが、野生鳥獣が人里にまで下りてくる原因のひとつとなっている。
- 元気な森づくり推進交付金事業や森林・山村多面的機能発揮対策事業等を活用し、市民参加による里山林の整備を進めている。

<課題>

- 市有林の一部では、病害虫によるナラ枯れの被害が発生しており、対策が必要。
- 民有林人工林の6割を占めるスギについて、花粉対策の観点から少花粉・無花粉スギへの植替えが必要な状況である。

今後の取組み

①多様な森林造成の推進

- ・広葉樹林への樹種転換等、適地適木による森づくりの推進
- ・国、県の補助を活用した造林や野生鳥獣対策の推進
- ・少花粉、無花粉スギへの植え替えの促進

②病害虫対策の強化

- ・ナラ枯れ等の被害を防ぐため、国や県と連携し、被害の拡大防止を図る。

③山行苗木生産者の経営に対する適切な支援

④市民参加による里山林整備の継続的な推進



クマ剥ぎ防止のネット巻き

市民による里山林整備(獣害対策)

KPI(指標)

里山林整備団体数(箇所/当該年度)	
R6(実績値)	17
R11(目標値)	25

(3) 交流・体験の場としての活用

現状と課題

<現状>

- 友好都市等の住民を対象とした、間伐や植林等の森林体験を実施している。
- 間伐や植林体験については、体験場所の確保が年々難しくなっている状況にあり、一度に大人数の受け入れは難しい現状。
- 森林は、憩いと学びの場として期待されているが、レクリエーションが実施できる森林が少なく、都市住民との交流による森林体験事業の実践例が少ない。

<課題>

- 鹿沼市内での林業体験のチラシ作成を行ったが、更にチラシの認知度の向上やメニューの拡充が必要。
- 森林体験等の場での安全確保に十分留意する必要がある、多くの人手が必要になる。
- 新しい自然交流体験や都市では経験できないことを PR できるように、自然体験メニューの充実が必須であり、様々な関係者を巻き込むことが必要。

今後の取組み

① 都市住民との交流

- ・ 都市住民は、日常生活で森林に関わる機会や自然に触れ合うことが少ない。そのため、友好都市の強みを生かし、自然が豊かな鹿沼市で交流体験事業を行うことで、森林に対する興味や知識を提供することを引き続き行っていく。

② 友好都市への周知

- ・ 令和5年度に作成したチラシ「鹿沼市で林業体験をしてみませんか」の内容をさらに充実した魅力あふれるものにするため、市内の業者へのアンケートの実施、掲載箇所の増加を図る。またチラシについては、友好都市等に配布する。

③ 森林の活用による健康づくりやレクリエーションの推進

- ・ 野鳥の森等を活用した自然体験教室の開催
- ・ 森林浴や林業体験等による心身の健康づくり事業での森林活用の促進

④ 各市民団体等を活用した地域交流事業の展開

- ・ 各市民団体等の森林整備活動地域に市内各小中学校を招待し、森林環境学習を開催する等により地域交流を推進

⑤ 森林体験等における安全の確保

- ・ 交流事業主催者に対する安全講習会の開催

- ⑥製材業、流通業、建築業、木工業等での体験・工場見学を実施
・新規参入者、後継者への就労機会創出促進

KPI(指標)

首都圏交流イベント・見学会回数(回/年)	
R6(実績値)	4
R11(目標値)	8

(4) 荒廃森林の整備

現状と課題

<現状>

- 所有者が不明な森林の顕在化等により、手入れ不足の森林が増え、森林の公益的機能が低下し、災害に弱い状況となっている。

<課題>

- 利用期を迎えた森林が伐採されず、森林資源の活用が図られずに森林の循環利用が行われていない。
- 持続可能な森林管理を目指すサイクルが阻まれ、悪循環に陥っている。

今後の取組み

- ①森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の適切な推進
 - ・意向調査、経営適否判断、集積計画作成、管理事業の各取組みを適切に実施し、概ね20年を目途に、市内の森林経営計画未策定地区の調査から施業をひと通り完了させる。
- ②森林地籍調査への取組み支援
 - ・境界の明確化を進め、所有者不明の森林の整備を進めていくため、国や県、県森林組合連合会と連携して、山林の地籍調査事業を進めていく。

KPI(指標)

森林経営管理制度累計実施面積(ha)				
	意向調査	経営適否判断	集積計画作成	管理事業(間伐)
R6(実績値)	2,980	1,045	170	150
R11(目標値)	6,130	4,290	420	400

(5) 新たな価値の創造

現状と課題

<現状>

- これまで森林は、木材を搬出して利活用するという部分にのみ、経済的な価値を見出されてきた。
- 昨今では環境的な側面から、水源涵養や災害防止といった森林の持つ普遍的な機能にも注目が集まるようになってきている。
- 森林が吸収する CO₂ がクレジットとして取引が行われるようになり、企業の環境貢献活動にも寄与するようになってきた。

<課題>

- これまで見過ごされてきた森林の付加価値に着目し、取組みを加速化させていく必要がある。

今後の取組み

- ①森林 J クレジットへの取組
 - ・脱炭素や事業体の新たな収入源の確保の観点から、J クレジットの創出に取り組んでいく。
- ②企業との連携による森林整備の加速化
 - ・環境保護のため CSR 活動に取り組む企業とタイアップし、効率的に市内森林の整備を進めていく。
- ③森林の新たな価値・役割の市民への啓発
 - ・ウッドチェンジやサステナビリティといった視点から、改めて森林の持つ重要な役割・可能性について、広報やホームページ、SNS 等を通じて積極的に市民に対して発信し、啓発を行っていく。

KPI(指標)

森林Jクレジット取組面積 (ha/年)	
R6(実績値)	381
R11(目標値)	1,000

■施策3 鹿沼産材の利用拡大

本市は、豊かな林地から生み出される良質な木材の活用により、建具等の木工業が地場産業として発達し、伝統ある高度で多彩な技術が首都圏等で評価されている。しかし、輸入材の増加や木材代替品の普及等、消費者ニーズの多様化により需要が低迷している。

本市が、豊富な森林資源を背景としてレベルの高い木材木工業のまちであることを再認識し、木の産業の川中・川下の活性化、つまり、鹿沼産材の建築用材や木工製品の需要拡大を図るため、加工・流通体制の充実、建築物の木造・木質化、木工業の振興、首都圏等への販路拡大、鹿沼産森林認証材の利用推進、木質バイオマスの利用推進、市民意識の醸成・木育の推進等に取り組んでいく。



スノーピーク鹿沼

(1) 加工・流通体制の充実

現状と課題

<現状>

- 地場産の原木は、市内の製材・加工業者の減少等により、市外に多く流通している状況。

<課題>

- 生産される木材のほとんどは建築用材として利用されているが、消費者のニーズ（品質、性能、価格、供給量）に対応した製品の生産量拡大や品目の多様化が必要である。

今後の取組み

①製材・加工施設の整備促進

- ・ 国、県の補助事業の活用による品質、付加価値、生産効率等を高める製材、加工等の施設整備の支援

②加工・流通体制の構築

- ・ 木の産業の川上から川下まで、林業、製材業、流通業、建築業、木工業等が同業種間、異業種間で連携する体制の構築
- ・ 林家自身による、伐採、加工、販売による高付加価値化への取組み支援
- ・ 鹿沼市内の公共建築物に対し、木材コーディネーターを活用し、木材の積極的な利活用を推進

KPI(指標)

木材コーディネーター活用数(回/年)	
R6(実績値)	1
R11(目標値)	6



製材作業

(2) 建築物の木造・木質化

現状と課題

<現状>

- 国では、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）」が令和3年度に施行。
- 本市では、市の木材利用に関する方針（「鹿沼市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」）を令和5年度に改定し、公共施設における木造・木質化を更に推進することとした。令和5年には、市の新庁舎について、森林認証材を利用してSGECプロジェクトCoC認証を取得。庁舎全体をプロジェクトの範囲とした認証は関東地方でも初の取組。
- 一般建築物では、木造建築や木質改修等への助成制度を整備している。

<課題>

- 建築物の木造・木質化に鹿沼産材を活用するためには、安定した木材供給が必要である。
- 鹿沼産木材による住宅・店舗等建築報奨金制度の利用は、固定された施工会社、工務店からの申請が多く、新規事業会社、工務店からの申請が少ない傾向にあり、工務店・施工主両者ともに制度の認知率向上が課題である。
- 鹿沼産木材による住宅・店舗等建築報奨金制度について、施工主が知ることのできる機会、制度を施工会社や工務店が利用しやすいという流れをつくる必要があり、まずは事業の情報を仕入れることのできる環境を増やしていくことが課題。

今後の取組み

①一般住宅や民間企業等の一般建築物の木造化の推進

・鹿沼産木材による住宅・店舗等建築報奨金の活用

鹿沼産木材及び鹿沼産森林認証材を使用した木材量に応じ、報奨金（商品券）を支給。平成29年度に制度創設、平成30年度より新築に加え、増改築、リフォームも対象。また住宅だけではなく、店舗・施設等も対象として事業を拡大した。また、令和2年度より市外建築物に対しても、一定量以上の鹿沼産材等を使用することで、定額分の報奨金（商品券）を支給することにより、市内外において幅広く木造・木質化の推進を行っている。今後は、鹿沼産森林認証材の利用を広く推進し、件数及び木材の使用量を伸ばしていくため、市内外問わず制度について周知の取組みを続けていくことが必要。更に、工務店やハウスメーカーへの助成も検討し、利用拡大を図っていく。

- ・市内林業、木工業、建築関連業団体との連携
- ・国、県の各種補助事業の活用による木造・木質化の促進

②公共施設の木造・木質化

- ・国や県の補助事業の積極的な活用による、低層の公共建築物の原則木造化、内装等の木質化、備品等の木材利用の推進
- ・公共施設における鹿沼産材・鹿沼産森林認証材の活用

③地場産材のPR

- ・関係機関や団体等と連携した鹿沼産材の良さのPR
- ・鹿沼産材を活用した建築物（一般、公共）や木工製品のPR
- ・かぬまブランドの鹿沼産スギ材、ヒノキ材のPR

KPI(指標)

鹿沼産木材による住宅・店舗等建築報奨件数(件/年)	
R6(実績値)	20
R11(目標値)	30



西大芦コミュニティセンター

【栗野小学校】

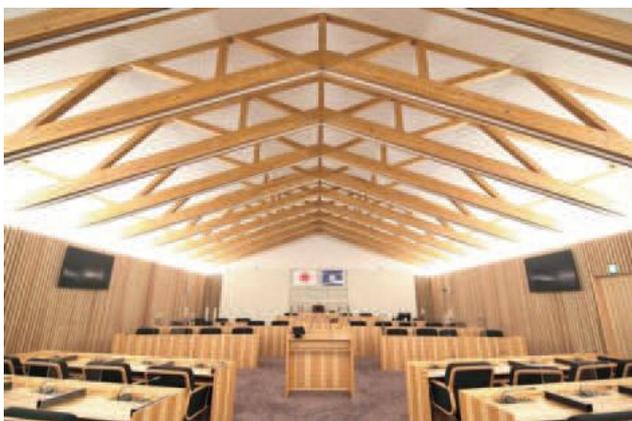


外観



昇降口ホール

【鹿沼市役所】



議会棟



鹿沼組子



本庁舎軒先 ルーバー



吹き抜け階段

(3) 木工業の振興

現状と課題

<現状>

- 本市は、スギ・ヒノキ等の良質な木材を活用し、伝統技術を受け継ぐ木工業をはじめ、素材生産から製材、製品開発までの技術・設備が集積し、地場産業として発達している。
- 鹿沼の木工製品は関連業者等から高い評価を得ているが、一般には鹿沼産材そのものや、本市の木工製品について知名度が不足している。

<課題>

- 木材代替品の普及や消費者ニーズの多様化により、木工業の需要が低迷している。ニーズの把握が必要である。
- 建具や家具、日常生活用木製品のPRと需要拡大が必要である。

今後の取組み

- ①木工業のPR
 - ・各種展示会やイベント等での、本市木工製品のPR強化
- ②木工製品の利用推進
 - ・木工製品の地産地消の推進
 - ・森林環境譲与税等を活用した木工製品作製の推進
- ③新たな事業者、新規就労者、後継者の確保、育成への取組み
 - ・就業相談会、ビジネスマッチング等開催による雇用機会の創出
 - ・首都圏での労働力確保のため、木工産業のPR促進

KPI(指標)

木工業関係企業 販促関連補助金支給数(箇所/年)	
R6(実績値)	3
R11(目標値)	6

(鹿沼の木工製品)



(森林環境譲与税を活用した木製品)

- 小中学校学習用机・椅子
- 鹿沼産森林認証材で作成した
- 鹿沼オリジナルの学習用机と椅子



- レガシー材ベンチ
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの解体に伴い返還されたレガシー材を再利用し作成



(4) 首都圏等への販路拡大

現状と課題

<現状>

- 東京都港区とは、平成24年に「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結、「みなと森と水ネットワーク会議」に参画し、イベントへの参加等各種取組みを進めている。
- 友好都市である東京都墨田区・足立区には、営業活動を随時実施し、市産材利用について取り計らいを得ている。
- 毎年1月頃に東京ビッグサイトで開かれている展示会「WOOD COLLECTION (モクコレ)」へ参加。

<課題>

- 首都圏で開催される各種イベントや展示会において、関連業界等での高い評価を得ている鹿沼の木工製品の更なるPRが必要。
- 首都圏の住宅関連業者や流通販売業者等と本市の木工業者との新たなビジネスマッチングが必要。

今後の取組み

①販路の拡大強化

- ・都市部における木材木製品に関するニーズの把握、マッチングの機会の創出
- ・首都圏におけるイベントや展示会等への更なる出展、事業者の販路開拓に対する支援強化
- ・首都圏消費者への本市木材木製品のPR強化、首都圏自治体の森林環境譲与税を活用してもらうための営業活動強化
- ・栃木県林業大学校のショールーム機能の活用による、首都圏の自治体関係者、事業者への営業活動

②友好都市との更なる連携

- ・東京都足立区、墨田区等の友好都市との企業間交流や区民へのPR推進
- ・自治体のイベント出展や、アンテナショップを活用したPR活動

③東京都港区への木材供給拡大

- ・港区では近年、中高層ビルにおいても積極的な木質化が進んでいる。協定自治体であることを生かし、鹿沼産木材の売り込みを図る。

④Jクレジット取引の推進

- ・首都圏の自治体や企業に対して販売し、市内林業事業者の収益の確保を図る。

KPI(指標)

首都圏営業・イベント出展等回数(回/年)	
R6(実績値)	5
R11(目標値)	10

(5) 鹿沼産森林認証材の利用推進

現状と課題

<現状>

- 森林認証制度は、持続可能な森林管理を目指す国際的な動きとして全世界に波及しているが、制度自体の一般的な認知度は低い。
- 東京五輪関連建築物等に代表される大型の公共建築物への利用が多くなっているが、民間建築物への利用は少ない状況。

<課題>

- 認証を取得または継続管理するための費用や手間の面で、取得事業者の負担が大きくなっており、支援が必要。

今後の取組み

① 制度の積極的なPR

- ・ 鹿沼市森林認証協議会では、県内外を問わず様々なイベントで、チラシや販売品のサンプル展示等により、森林認証材のPR活動を行っている。今後新たに詳細なパンフレットを作成し、活動を強化していく。

② 認証取得費用負担

- ・ 認証取得の費用について、市協議会のグループ認証への加盟事業者に対し、市から取得費用の2分の1を補助し、費用負担の軽減を図っている。引き続き支援を行っていく。

③ 民間建築物への普及

- ・ 市では、平成29年度から鹿沼産木材による住宅新築等報奨金制度を開始し、認証材利用の普及を図ってきた。また、平成30年度より住宅以外の店舗、事務所、共同住宅等も該当とし、令和2年度からは県外も対象範囲として、更なる認証材使用の普及を図っている。今後は、工務店やハウスメーカーへの助成も検討し、利用拡大を図っていく。また令和5年度にSGECプロジェクトCoC認証を取得した鹿沼市新庁舎が開庁したことから、民間建築物への波及を促進させていく。

KPI(指標)

鹿沼産森林認証材出荷量 (m ³ /年)	
R6(実績値)	51,100
R11(目標値)	63,700

(6) 木質バイオマスの利用推進

現状と課題

<現状>

- 環境的な側面から、石油等の化石燃料に代わるエネルギー源として、木質バイオマスの利活用への期待が高まっている。
- 伐捨間伐により森林内に大量に放置されている林地残材、シカ・クマなどによる立木の被害材や製材工場におけるバークの残材等、未利用の資源がある。

<課題>

- 木質バイオマスの効率的な収集・運搬・利用を行う機材・施設の整備への支援が必要である。
- 木質バイオマスの利用拡大を狙った市場や消費のニーズ調査が必要である。

今後の取組み

① 木質バイオマスの利用推進

- ・ 公共施設におけるバイオマス利活用の推進
- ・ 公共施設へのバイオマスボイラー等の導入
- ・ 木質バイオマス燃料を使ったボイラー、ストーブ等の民間への普及推進
- ・ 地元の木材が燃料として地元で流通するシステム作り
- ・ チップ材等利活用支援事業補助金による、林地残材の有効活用
- ・ 環境への意識も含めた市民への普及啓発
- ・ 栗野商工会の「木遣いプロジェクト」による林地残材活用の推進、制度の更なる周知

KPI(指標)

チップ材用残材搬出量(トン/年)	
R6(実績値)	11,004
R11(目標値)	15,000

(7) 市民意識の醸成・木育の推進

現状と課題

<現状>

- 平成29年から、木の温もりに触れ豊かな感性を育んでもらうことを目的に、「こんにちは赤ちゃんベリーウッドプレゼント事業」を開始。鹿沼市で生まれた赤ちゃんに木のおもちゃや花木商品をプレゼントする木育と花育を実施している。
- 苗木配布会、もくもくまつり、自然体験交流センター祭り等のイベントに、木工教室や丸太切り体験等を出展し、子供から大人まで年齢関係なくすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組みを実施中。

<課題>

- ベリーウッド事業は、平均引換率は67.81%(平成29年度～令和5年度)で年々低下している現状があり、周知等の部分で課題がある。
- 鹿沼市緑化・森林愛護ポスター、標語コンクールについては、標語部門の一般の部の募集が少ないという課題がある。

今後の取組み

- ①「こんにちは赤ちゃんベリーウッドプレゼント事業」(木育事業)
 - ・鹿沼産森林認証材を使用した下記3種類のうち、どれか1つを選択することができる。今後も事業の継続をしていくため、周知等含めどのような方法で行っていくか等様々な要望を参考にしつつ、積極的な取組を検討していく。

こんにちは赤ちゃんセット



koro kasha(コロカシャ)



ベビー用すのこベッド
(令和3年度より追加)



②鹿沼市緑化・森林愛護ポスター、標語コンクールの実施

・令和4年度より、従前の作文を標語へと変更し、一般の部を新設し募集を行っている。緑化森林愛護に係るもののみならず、森林資源の利活用や、森や木に従事する人といった幅広いテーマを設けている。森林の循環、持続化について考えることのできる機会を増やすため、今後とも継続して実施していく。

③出前講座

・市内小学校を対象に、森の働きや木の特長についての学習と木工教室(ティッシュケースづくり、木の枝鉛筆づくり)を組み合わせた授業を令和3年度から実施し、市内小学生を中心に木育を実施。本事業は、令和6年度から自然体験交流センターに委託しており、広く市内の小学生へ学習が行き渡るよう今後も取組みを拡充していく。更には小学校の入学時に木製品をプレゼントし、木に触れる機会を拡充することも検討する。

④森林・木材に関する市民への啓発

・森林の果たしている水源涵養・災害防止、CO2吸収といった重要な役割、また木を使うことの大切さについて改めて啓発活動を行い、林業・木材関係の事業への理解を得ていく。併せて住宅等に木を使うことも啓発していく。

KPI(指標)

新生児おもちゃプレゼント引換率(%/当該年度)	
R6(実績値)	70
R11(目標値)	75

ポスター・標語応募数(件/年)	
R6(実績値)	582
R11(目標値)	650

プラス1～「スマート林業」の推進～

■ 森林資源情報のデジタル化推進

- ・ 森林クラウドの活用による各種手続き、業務の効率化を推進
- ・ 航空レーザ計測、解析データの活用

■ スマート林業機械の活用推進

- ・ 国、県の補助事業を活用したスマート林業機械の導入を推進
- ・ スマート林業機械の活用による生産性、安全性、収益性の向上

■ ICTの普及推進

- ・ ICTの普及啓発による林業全体の業務効率化の推進
- ・ ICTの活用による川上から川下までの生産、加工、流通体制の強化

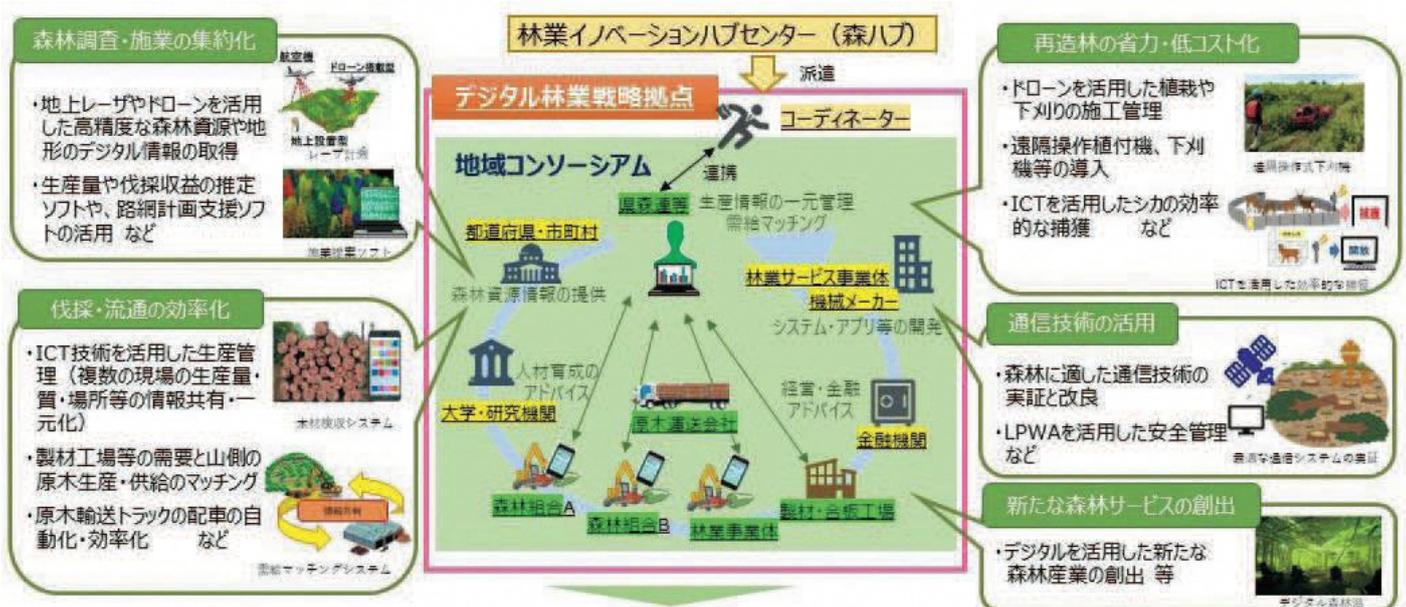
■ 稼げる林業の実現

- ・ 業務効率化により稼げる林業を実現、就労者の増加実現へ

「デジタル林業戦略拠点」イメージ図（林野庁 HP より）

デジタル林業戦略拠点の創出

- 今後は、これまで一部の者や断片的な利用に留まっているデジタル技術を、地域全体で、森林資源調査、原木の生産・流通、再造林など林業活動にフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を進める（「点的」から、「面的」な取組へ）ことが重要。
- そのため、2023年度から異分野を含む多数のプレイヤーが地域コンソーシアムを形成し、地域一体となり、デジタル林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の創出を進める。



- 地域材の生産拡大と安定供給、● 林業者の所得向上と山元への還元、● 山村地域の活性化を実現

3 プランの実現に向けて

■協働による施策の推進

- ・プランを進めていくため、関係機関、団体、林業・木工業者等の連携を図りながら、各種施策を着実に推進する。また、市民へのプランの周知を図り、理解を得ながら市民が一体となり、「木のまち鹿沼」への誇りをもってPRしていく。

■国・県との連携

- ・プランに掲げた施策の推進にあたっては、国の「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」、県の「渡良瀬川地域森林計画」「とちぎ森林創生ビジョン」を踏まえ、国・県との連携を図るとともに、課題等に関する協議を行う。
- ・森林環境譲与税や県の元気な森づくり県民税を活用し、森林整備を推進する。

■進行管理

- ・プランに掲げた「取組方針」は、適宜推進状況を整理するとともに、必要に応じて常に見直しを行う。

◆用語等の説明

※ウッドチェンジ(はじめに)

身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化する等、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動。

※CSR(はじめに)

企業が倫理的観点から、事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任。

※カーボンオフセット(はじめに)

人間の経済活動や生活等を通して「ある場所」で排出された二酸化炭素等の温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業(排出権購入)による削減活動によって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称。

※森林認証(はじめに)

森林経営の持続性や環境への配慮等の基準に基づいた森林を民間の第三者機関が認証し、認証森林から産出される木材(認証材)等を分別・表示管理することで消費者の選択的購入を促す仕組み。鹿沼市では、川上から川下の事業者が連携し、鹿沼市森林認証協議会を組織。平成28年にSGECの森林認証を取得し、令和6年3月現在では森林面積8,508haの山林(FM森林管理認証)と、木材加工流通事業所II社の認証(CoC生産物認証)を受けている。中小規模な事業体をまとめたグループ認証で、FM森林管理認証とCoC認証の両方の事務局を市で行っていることから稀な存在となっている。

※民有林(PI)

国が所有する国有林以外の森林。

※人工林(PI)

人の手により苗木の植栽、播種、挿し木等が行われ、樹木の世代交代が達成されている森林。

※不在村森林所有者(PI)

所有する森林とは別の市町村に居住する個人や法人。

※森林経営管理法(森林経営管理制度)(PI)

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託(経営管理権の設定)を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理(市町村森林経営管理事業)をする制度。

※間伐(PI)

育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の生長を促進する作業。伐採木を搬出し利用する搬出間伐と伐採木を搬出、利用しない伐捨間伐がある。

※クリーンウッド法(PI)

正式名称:「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

※間伐等特措法(PI)

正式名称:「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」

※都市(まち)の木造化推進法(PI)

正式名称:「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に

関する法律」

※とちぎ森林創生ビジョン(P1)

県にて5年ごとに策定。林業・木材産業の成長産業化と森林の公益的機能の持続的な発揮の実現に向け、基本理念や重点的に行う施策を示し、とちぎの森林を元気な姿で未来へと引き継いでいくための指針。

※栃木県県産木材利用促進条例(とちぎ木づかい条例)(P1)

県にて平成29年制定。県の森林を県民共有の財産として健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県を挙げて県産木材の積極的な「木づかい」を進めることをうたった条例。

※とちぎ木材利用促進方針(P1)

県にて平成23年制定、令和5年改正。脱炭素社会の実現に向けて木材利用を更に促進していくために、県内の全ての建築物における木材利用の促進や、県産木材の利用促進を規定。

※森林の多面的機能(P1)

生物の多様性の保全、地球環境の保全、水源の涵養機能、土砂災害防止機能等。

※森林・林業基本計画(P2)

令和3年6月閣議決定。森林や林業・木材産業に関する施策の基本的な方針を定めた計画。

※鹿沼市森林整備計画(P2)

森林法に基づき、鹿沼市が民有林を対象として5年ごとに策定する10年を1期とする計画。伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。

※川上、川下(P2)

川上は素材生産、川下は流通・販売、建築等。なお、川中(かわなか)は製材等の加工業。

※有機的連携(P2)

異なる役割を持ったいろいろな部門あるいは人たちが、組織全体として1つの目標を達成するために、お互いに不可欠な相互作用をする補完関係。

※スマート林業(P2)

ドローンや地理情報システム(GIS)等の先端技術を駆使することで、森林施業の効率化・省力化を図る取組み。

※森林経営計画(P3)

森林法の規定に基づき、森林所有者または森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、持続的な森林経営を目的に40年以上の長期の方針を定めた上で具体的な森林施業や施業集約化、作業道について定める5か年計画。平成24年度からスタートした制度。

※鹿沼市林業担い手育成支援事業補助金(P3)

令和2年度から実施。林業を営む者に対し、資格取得や物品購入を支援している。

※原木(P3)

製材する前の伐採した状態の木材。

※県認定事業体(P3)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善や事業の合理化に向けて取り組む林業事業体を県が認定し、支援するもの。

※保安林(P3)

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

※里山林(P3)

集落近くにあり、薪炭用木材の採取や山菜取り、また落ち葉を肥料として利用する等、地域住民の生活と密接に結びついて存在している森林。

※森林Jクレジット(P3)

間伐等の適切な森林管理によるCO₂吸収量を、クレジットとして国が認証したもの。

※木材コーディネーター(P3)

木材の知識に加え建築・設計の知識も有する者であり、計画段階から打合せに入ること、コストを抑えた木造・木質化が実現できる。鹿沼市では木材コーディネーター派遣元である栃木県木材業協同組合連合会と令和5年度に「市内の公共建築物における鹿沼産森林認証材利用促進協定」を締結、優先的に木材コーディネーターの派遣を受けられる。

※鹿沼産木材による住宅・店舗等建築報奨(P3)

平成29年より実施。使用する鹿沼産木材、鹿沼産森林認証材の量に応じ、商品券により報奨を進呈している。

※木質バイオマス(P3)

再生可能な生物由来の有機性資源(バイオマス)のうち、間伐木・枝・葉等の林地残材や、おが屑・樹皮等の発生残材等の木材資源。原材料のほか、チップ化や粉を押し固めたペレットといった加工がなされ、燃料として使われる。

※チップ材(P3)

木質系原料を切削もしくは破碎し木片にしたもの。

※木育(P3)

身近なところから暮らしに木を取り入れ、子育てに木を生かす取組み。

※水源涵養(P5)

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

※森林施業(P5)

森林を人為的に造林(植林)、保育(下刈・間伐等)、伐採を行うこと。

※森林総合監理士(フォレスター)(P5)

地域の森林・林業関係者と連携しながら森林の整備・保全と林業の成長産業化に向けた取組みを牽引する技術者。

※森林施業プランナー(P5)

森林所有者と施業の集約化に向けた合意形成を図り、具体的な施業提案ができる人材。

※森林組合(P5)

森林所有者が出資して設立された協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上、森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された団体。本市に

は鹿沼市森林組合と栗野森林組合があり、組合員等の委託作業や販売を行っている。

※林業振興会(P5)

林業・木工業者等で構成され、地域林業の振興や林業・木材産業の着実な発展に寄与し、多様で健全な森林保全に資することを目的とする団体のことで、各県各市等に組織されている。

※意欲と能力のある林業経営者(P5)

森林経営管理制度において、市町村から経営管理実施権の設定を受けることができる民間事業者として、栃木県の登録基準に適合すると認められた林業経営体。

※森林施業道作設オペレーター(P6)

地形・地質等の現場の条件に応じて作業道を作設できる技術者。

※造林(P6)

人為的な方法で目的に合わせて樹木を植えること。広い意味では植栽、保育、間伐等の総称。

※森林学習(P6)

植林や間伐等の森林体験活動を通して、森林整備の必要性や木材利用の重要性、自然の大切さ等を学ぶこと。

※栃木県林業大学校(P6)

令和6年開校。新たな林業経営に対応できる人材の確保・育成を図ることを目的としている。

※エリートツリー、早生樹(P6)

各地の山で選抜された精英樹(第1世代)の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第2世代以降の精英樹の総称。

※下刈(P6)

目的の樹種の成長を促すために、周囲の雑草、雑木を物理的に除去する行為。

※林内路網(P9)

林道や林業専用道、森林作業道等森林施業のために使われる道。

※林業専用道(P9)

森林施業に直結し、10トン積トラックの走行を想定した必要最小限の構造の道。

※森林作業道(P9)

森林施業用の林業機械の走行を想定した、丈夫で簡易な道。

※森林環境譲与税(P9)

住民税の均等割りとして、令和6年度から森林環境税が課税され、譲与税として各自治体に荒廃森林整備のための財源として配分されている。(譲与は先行して令和元年から)

※元気な森づくり推進交付金(P12)

県民税として、平成20~29年度に第1期の税事業が実施され、平成30年度から第2期の事業が開始となっている。令和9年度まで実施される。

※森林・山村多面的機能発揮対策事業(P12)

森林所有者や地域住民等が協力して、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組みに対して支援する国の交付金事業。

※ナラ枯れ(P12)

ナラ類やシイ・カシ類等の樹幹にカシノナガキクイムシが潜入し、ナラ菌を樹体に感染させ、菌が増殖することで、水の吸い上げる機能を阻害して枯死させる伝染病。

※樹種転換(P12)

その土地や条件に合った木に植えなおすこと。(例:スギ・ヒノキ→クヌギ・モミジ)

※少花粉・無花粉スギ(P12)

雄花を全く着けないかごくわずしか着けず、花粉飛散量の多い年でもほとんど花粉を出さない品種(少花粉)、雄花は着けるが、雄花から花粉を全く出さない品種(無花粉)。

※山行苗木(P12)

林木育種事業によって選抜された精英樹等の優良な木や、更にこれらを改良して得られた優良な品種を使って増殖された造林用の苗木。

※森林地籍調査(P15)

森林地域にて、筆ごとの土地所有者、地番、地目を調査し、境界位置と面積を測量する調査。

※鹿沼市の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(P19)

市の公共施設及び民間施設において、鹿沼産材による木造化、内装等の木質化、備品等の木材利用を推進することとした方針。県内市町で最も早く制定。令和5年度に改定実施。

※レガシー材(P23)

東京2020オリンピック・パラリンピックで使用され、解体後に返還された鹿沼産材。

※間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定(P24)

東京都港区において建てられる建築物等に国産材の利用を促すことで、港区内の二酸化炭素固定量の増加と国内の森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区と各自治体で結ばれている協定。

※みなと森と水ネットワーク会議(P24)

平成21年に、港区長と全国の締結市町村の首長が一堂に集い「みなと森と水サミット」が開催、連携して低炭素社会実現を目指す話し合いがスタート。鹿沼市は平成24年から参加。

※WOOD COLLECTION(モクコレ)(P24)

日本各地の木材製品が集まり、「植える→育てる→伐る→使う」という、森林の循環への寄与を目的に、木材の需要喚起と利用拡大を推進する国産木材の展示商談会。

※バーク(P26)

木の樹皮を粉砕したもの。

※バイオマスボイラー(P26)

木屑や紙屑、廃タイヤ等の産業廃棄物を燃料とし、水蒸気及び温水等を生成する熱源機器。

※林地残材(P26)

森林外へ搬出されない間伐材等林地に放置される残材。伐採木を丸太にする際に出る枝葉等も含まれる。

※木遣いプロジェクト(P26)

山林所有者が、山に放置されている残材を回収して所定の場所に搬入することにより、その支払いを栗野商品券にて受けることができる事業。事業主体は栗野商工会。

鹿沼市森林・木材活用プラン策定委員

(敬称略)

No	氏名	所属及び役職
1	松英 恵吾	宇都宮大学 准教授
2	湯澤 一己	鹿沼市森林組合 参事兼業務課長
3	斎藤 正義	栗野森林組合 参事
4	大貫 剛久	鹿沼市林業振興会 会長
5	福田 慎造	鹿沼市森林環境整備協議会 会長
6	樽見 正衛	鹿沼市森林認証協議会 副会長
7	藤田 一実	鹿沼木工団地協同組合 理事
8	岩本 泰史	鹿沼商工会議所 副会頭
9	白井 登雄	栗野商工会 副会長
10	野口 光三	日光森林管理署 森林技術指導官
11	手島 敏明	栃木県西環境森林事務所 林業経営課長
12	西村 交平	栃木県木材業協同組合連合会 鹿沼支部長
13	竹澤 英明	鹿沼市経済部長 【 座長 】
14	大場 隆光	鹿沼市環境部 環境課長

事務局

1	倉澤 弘	鹿沼市経済部 林政課長
2	橋本 睦生	鹿沼市経済部 林政課 木のまち推進係長
3	川村 遼	鹿沼市経済部 林政課 木のまち推進係 主任主事
4	菊地 祥平	鹿沼市経済部 林政課 木のまち推進係 主事



鹿沼市森林・木材活用プラン

発行日 令和6年10月

発行 鹿沼市